

# 教員免許更新制の実施に伴う免許状更新講習の受講、諸手続の流れについて

本資料は、平成21年3月31日までに授与された教員免許状を持っており、幼稚園、認定こども園、保育所に勤めている方、今後勤める予定・見込みの方を対象としたものです。

文 部 科 学 省

# 1. 最初の修了確認期限の確認について (表1)

○平成21年3月31日までに授与された教諭免許状又は養護教諭免許状を持つ方(栄養教諭免許状を持つ方を除く。)の最初の修了確認期限

	生年月日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間及び更新講習修了確認申請期間	次回の修了確認期限
①	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	平成23年3月31日	平成21年4月1日～平成23年1月31日	平成33年3月31日
②	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日 昭和41年4月2日～昭和42年4月1日 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	平成24年3月31日	平成22年2月1日～平成24年1月31日	平成34年3月31日
③	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日 昭和42年4月2日～昭和43年4月1日 昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	平成25年3月31日	平成23年2月1日～平成25年1月31日	平成35年3月31日
④	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日 昭和43年4月2日～昭和44年4月1日 昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	平成26年3月31日	平成24年2月1日～平成26年1月31日	平成36年3月31日
⑤	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日 昭和44年4月2日～昭和45年4月1日 昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	平成27年3月31日	平成25年2月1日～平成27年1月31日	平成37年3月31日
⑥	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日 昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日	平成38年3月31日
⑦	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日 昭和46年4月2日～昭和47年4月1日 昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日	平成39年3月31日
⑧	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日 昭和47年4月2日～昭和48年4月1日 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日	平成40年3月31日
⑨	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日	平成41年3月31日
⑩	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日 昭和59年4月2日～	平成32年3月31日	平成30年2月1日～平成32年1月31日	平成42年3月31日

## 《表の見方》

各自の生年月日から、①～⑩の該当する欄の最初の修了確認期限、免許状更新講習の受講期間及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間をご確認ください。

例1: 昭和43年1月8日生まれの教諭の方は、③の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成25年3月31日、免許状更新講習の受講期間及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間は平成23年2月1日から平成25年1月31日までの間となります。

例2: 昭和60年1月8日生まれの養護教諭の方は、⑩の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成32年3月31日、免許状更新講習の受講期間及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間は平成30年2月1日から平成32年1月31日までの間となります。

例3: 昭和40年5月20日に幼稚園教諭免許状を授与された認定こども園に勤務する保育士の方は、①の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成23年3月31日となりますが、保育士には免許状更新講習受講義務はなく、修了確認期限までに講習を受講しなくてもお持ちの免許状は失効しません。本人の意思で平成21年4月1日から平成23年1月31日までの間に講習を受講し、更新講習修了確認の申請を行うことは可能です。

(表2)

○平成21年3月31日までに授与された栄養教諭免許状を持つ方(栄養教諭以外の職にある方も該当します。)の最初の修了確認期限

	免許状を授与の日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間及び更新講習修了確認申請期間	次回の修了確認期限
①	平成18年3月31日以前に栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日	平成38年3月31日
②	平成18年4月1日から平成19年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日	平成39年3月31日
③	平成19年4月1日から平成20年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日	平成40年3月31日
④	平成20年4月1日から平成21年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日	平成41年3月31日

《表の見方》

各自の栄養教諭免許状を授与された日から、①～④の該当する欄の最初の修了確認期限、免許状更新講習の受講期間及び及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間をご確認ください。

例1:平成17年3月20日に栄養教諭免許状を授与された栄養教諭の方は、①の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成28年3月31日、免許状更新講習の受講期間及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間は平成26年2月1日から平成28年1月31日までの間となります。

例2:昭和48年1月8日生まれの教諭で平成19年3月20日に栄養教諭免許状を授与された方は、②の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成29年3月31日、免許状更新講習の受講期間及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間は平成27年2月1日から平成29年1月31日までの間となります。

例3:平成20年3月20日に栄養教諭免許状を授与された認定こども園に勤務する保育士の方は、③の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成30年3月31日となりますが、保育士には免許状更新講習受講義務はなく、修了確認期限までに講習を受講しなくても免許状は失効しません。本人の意思で平成28年2月1日から平成30年1月31日までの間に免許状更新講習を受講し、更新講習修了確認の申請を行うことは可能です。



## **[A]**

修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了することが必要な職ですが、講習受講免除の認定を受けることが可能です。下記をご確認下さい。

表1(P. 1)を見て、自分の生年月日から最初の修了確認期限を確認(栄養教諭普通免許状を持っている方は表2(P. 2)を見て確認)



修了確認期限の2ヶ月前までの2年間に、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭のいずれかの職にある方は、**[B]**(P. 5)に沿って免許状更新講習を受講・修了する以外に、免許管理者(勤めている幼稚園が所在する都道府県の教育委員会)に申請し、免許状更新講習の受講免除の認定を受けることができますので、いずれかの方途をとるか各自で判断してください。



受講免除の認定を希望する場合は、各自が免許管理者に免許状更新講習の受講免除の認定申請を行います。



免許状更新講習の受講免除の認定申請を受けた免許管理者が受講免除の認定を行った場合は、申請者に免許状更新講習免除証明書が発行されます。これにより、修了確認期限までに更新講習修了確認を受けたものとみなされることとなります(引き続き、持っているすべての普通免許状又は特別免許状が修了確認期限後も有効です。)



次回の修了確認期限は、最初の修了確認期限の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日となります。

※一定の事由に該当するために修了確認期限の延期を希望する方は、各自が修了確認期限の2ヶ月前までに免許管理者に申請してください。

## [B]

修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了することが必要な職です。下記をご確認下さい。

表1(P. 1)を見て、自分の生年月日から最初の修了確認期限を確認(栄養教諭普通免許状を持っている方は表2(P. 2)を見て確認)



修了確認期限の2ヶ月前までの2年間は、免許状更新講習を受講することができる期間です。



文部科学省ホームページや各大学のホームページなどを確認しながら、各自で受講する免許状更新講習を決定します。  
※教諭の方は教諭を受講対象者とする講習、養護教諭の方は養護教諭を受講対象者とする講習、栄養教諭の方は栄養教諭を受講対象者とする講習を受講することが必要です。



大学等に受講を申し込み(受講申込書で園長等から教諭等であることの証明してもらいます)、30時間以上の免許状更新講習を受講します。



30時間以上の免許状更新講習の課程について修了認定(課程の一部の場合は履修認定)された場合は、大学等から修了証明書(履修証明書)が発行されます。



各教諭等が修了証明書(履修証明書のセット)を添えて、免許管理者(勤めている幼稚園が所在する都道府県の教育委員会)に対して更新講習修了確認の申請を行います。



免許管理者から更新講習修了確認を受けた場合は、免許管理者から更新講習修了確認証明書が発行されます。これにより、教諭の普通免許状をはじめとして持っているすべての普通免許状(養護教諭普通免許状、栄養教諭普通免許状)又は特別免許状が修了確認期限後も有効となります。



次回の修了確認期限は、最初の修了確認期限の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日となります。

※一定の事由に該当するために修了確認期限の延期を希望する方は、各自が修了確認期限の2ヶ月前までに免許管理者に申請してください。

## [C]

修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了する義務はありませんが、免許状更新講習を受講することが可能な職です。下記をご確認下さい。

表1(P. 1)を見て、自分の生年月日から最初の修了確認期限を確認(栄養教諭普通免許状を持っている方は表2(P. 2)を見て確認)



免許状更新講習を受講・修了せずに修了確認期限が過ぎても持っている免許状は失効しません。

ただし、免許状更新講習を受講することは可能であり、講習を受講・修了し、免許管理者から更新講習修了確認を受けた場合は、修了確認期限から10年間の内に教諭等になるときに、あらためて講習を受講することは必要ありません。講習受講、手続の流れは【B】(P. 5)を参考にしてください。(免許管理者は、勤める幼稚園が所在する都道府県の教育委員会です。)

一方、修了確認期限までに講習を修了していない場合で、修了確認期限経過後に教諭等になるときは、下記の通り、教諭等になる時までに講習を受講・修了し、免許管理者から免許状更新講習を修了した日が2年2ヶ月の期間内にあることの「確認」を受けることが必要です。



文部科学省ホームページや各大学のホームページなどを確認しながら、各自で受講する免許状更新講習を決定します。



大学等に受講を申し込み(受講申込書で園長等から受講資格があることを証明してもらいます)、30時間以上の免許状更新講習を受講します。



30時間以上の免許状更新講習の課程について修了認定(課程の一部の場合は履修認定)された場合は、大学等から修了証明書(履修証明書)が発行されます。



修了証明書(履修証明書のセット)を添えて、免許管理者(勤める幼稚園が所在する都道府県の教育委員会)に「確認」の申請を行います。



免許管理者から「確認」を受けた場合は、確認証明書が発行されます。これにより、持っている教諭の普通免許状又は特別免許状、養護教諭普通免許状、栄養教諭普通免許状のいずれかにより教諭等になることができます。



次回の修了確認期限は、「確認」を受けた日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日となります。

## 【D】

修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了する義務はありませんが、免許状更新講習を受講することが可能な職です。下記をご確認下さい。

表1(P. 1)を見て、自分の生年月日から最初の修了確認期限を確認(栄養教諭普通免許状を持っている方は表2(P. 2)を見て確認)



免許状更新講習を受講・修了せずに修了確認期限が過ぎても持っている免許状は失効しません。

ただし、免許状更新講習を受講することは可能であり、講習を受講・修了し、免許管理者から更新講習修了確認を受けた場合は、修了確認期限から10年間の内に教諭等になるときに、あらためて講習を受講することは必要ありません。講習受講、手続の流れは【B】(P. 5)を参考にしてください。(免許管理者は、住所地が所在する都道府県の教育委員会です。)

一方、修了確認期限までに講習を修了していない場合で、修了確認期限経過後に教諭等になるときは、下記の通り、教諭等になる時までに講習を受講・修了し、免許管理者から免許状更新講習を修了した日が2年2ヶ月の期間内にあることの「確認」を受ける必要があります。



文部科学省ホームページや各大学のホームページなどを確認しながら、各自で受講する免許状更新講習を決定します。



大学等に受講を申し込み(受講申込書で園長等から受講資格があることを証明してもらいます)、30時間以上の免許状更新講習を受講します。



30時間以上の免許状更新講習の課程について修了認定(課程の一部の場合は履修認定)された場合は、大学等から修了証明書(履修証明書)が発行されます。



修了証明書(履修証明書のセット)を添えて、免許管理者(住所地が所在する都道府県の教育委員会)に「確認」の申請を行います。



免許管理者から「確認」を受けた場合は、確認証明書が発行されます。これにより、持っている教諭の普通免許状又は特別免許状、養護教諭普通免許状、栄養教諭普通免許状のいずれかにより教諭等になることができます。



次回の修了確認期限は、「確認」を受けた日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日となります。

## 【E】

修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了する義務はありません。また、免許状更新講習を受講することもできません。

## [F]

修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了する義務はありませんが、講習を受講することが可能な場合があります。下記をご確認下さい。

表1(P. 1)を見て、自分の生年月日から最初の修了確認期限を確認(栄養教諭普通免許状を持っている方は表2(P. 2)を見て確認)



免許状更新講習を受講・修了せずに修了確認期限が過ぎても持っている免許状は失効しません。

ただし、かつて教諭等として勤めていたことの証明(在職証明)や教諭等に採用予定であることの証明を大学等に示すことにより修了確認期限までに講習を受講することは可能であり、講習を修了し、免許管理者から更新講習修了確認を受けた場合は、修了確認期限から10年間の内に教諭等になるときに、あらためて講習を受講することは必要ありません。手続は【B】(P. 5)を参考にしてください。(免許管理者は住所地が所在する都道府県の教育委員会です。)

一方、修了確認期限までに講習を修了していない場合で、修了確認期限経過後に教諭等になるときには、下記の通り、教諭等になる時までに講習を修了し、免許管理者から免許状更新講習を修了した日が2年2ヶ月の期間内にあることの「確認」を受けることが必要となります。



文部科学省ホームページや各大学のホームページなどを確認しながら、各自で受講する免許状更新講習を決定します。



大学等に受講を申し込み(受講申込時に在職証明や教諭等に採用予定であることの証明を添えて下さい)、30時間以上の免許状更新講習を受講します。



30時間以上の免許状更新講習の課程について修了認定(課程の一部の場合は履修認定)された場合は、大学等から修了証明書(履修証明書)が発行されます。



修了証明書(履修証明書のセット)を添えて、免許管理者(住所地が所在する都道府県の教育委員会)に対して「確認」の申請を行います。



免許管理者から「確認」を受けた場合は、確認証明書が発行されます。これにより、持っている普通免許状又は特別免許状により教諭等になることができます。



次回の修了確認期限は、「確認」を受けた日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日となります。